



Title	憲法保障における機能的等価物の比較憲法学的研究 (二) : 日本、ウズベキスタン共和国及びソビエト 社会主義共和国連邦の実践を対象に
Author(s)	ウミロフ, フィトラト
Citation	阪大法学. 2022, 71(5), p. 115-150
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87393
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

憲法保障における機能的等価物の比較憲法学的研究(二)

——日本、ウズベキスタン共和国及びソビエト社会主義共和国連邦の
実践を対象に——

ウミロフ フイトラト

はじめに

第一章 ウズベキスタン共和国における合憲性審査制の沿革

第一節 ソビエト社会主義共和国連邦における憲法保障制度の登場

第二節 ソビエト連邦最高裁判所の構成とその活動の実際

第三節 ソビエト連邦における特別機関による違憲審査制の登場(以上、七一巻二号)

第二章 ウズベキスタン共和国における合憲性審査制

第一節 憲法裁判所による合憲性審査制

一 憲法裁判所による合憲性審査の法的問題

二 憲法裁判所の立法発議権と判決の効力

三 具体的規範統制の実現と対立する事項

第三章 ウズベキスタン共和国における合憲性審査制の機能的等価物

第一節 ウズベキスタン共和国最高裁判所の憲法保障にお

ける役割

第二節 ウズベキスタン共和国最高裁判所総会の実際

第三節 現代のロシア連邦最高裁判所による憲法保障の実践(以上、本号)

第四章 合憲性審査制の機能的等価物としての法令案事前審査制

第一節 ウズベキスタン共和国司法省による法令案事前審査過程

一 司法省による法令案事前審査の評価

第二節 日本における内閣法制局による法案事前審査過程

一 内閣法制局による法案事前審査の評価

第五章 憲法保障理論の再考察

第一節 憲法保障の理論的構成

一 保障における「憲法」と「憲法典」の区別

二 憲法保障の敵

第六章 結論

第二章 ウズベキスタン共和国における合憲性審査制

第一節 憲法裁判所による合憲性審査制

ウズベキスタン共和国における憲法裁判所による合憲性審査制に関しては、その設立の必要性を示した原因について学説上の説明がない。ウズベキスタン共和国がソビエト連邦構成共和国の一つであったという様相の結果、ソビエト連邦において登場した制度を継続的に導入してきたということが原因として考えられる。

まず、一九九〇年三月の「一九七八年に制定されたウズベク・ソビエト社会主義共和国憲法の改正に関する」法律に伴い、大統領職の設置とともに、憲法監督委員会が創設されることになった。一九九〇年六月二〇日「ウズベキスタン共和国憲法監督に関する」法律が制定され、同法によると、ウズベキスタンにおける憲法監督の目的は、法規範（法令など）の一九七八年の憲法への適合性の審査、個人の憲法上の権利及び自由並びに国民の憲法上の権利の保護、そしてソビエト社会の民主主義的基盤の保護にあった。⁽²⁶⁾ウズベキスタン共和国憲法監督委員会は、政治及び法分野の専門家から選挙される委員長、副委員長、そしてカラカルパキスタン共和国からの代表一名を含み、委員九名を以て構成された。憲法監督委員会の委員長、副委員長及び他の委員は最高ソビエト（立法府）によって十年の任期で選挙されていた。ウズベキスタン共和国憲法監督委員会は、最高ソビエトの審議に付された法律案その他のアクト案、最高ソビエトが制定した法律その他のアクト、そして、カラカルパキスタン共和国憲法の一九七八年の憲法との適合性を審理する権利を有していた。また、大統領令、最高ソビエト議長のコマンド及び処分、カラカルパキスタン共和国の法律、大臣会義（政府）のコマンド及び処分、批准または承認のために提出された条約その他の国家機関及び社会団体の法規範の一九七八年の憲法への適合性を審理するものとされていた。ただし、裁判所の判

決その他の裁判、具体的な事件について捜査取調査機関、検察庁及び国家仲裁機関の決定には、憲法監督委員会の監督は及ばないとされている。⁽²⁷⁾

一九九二年十二月八日に独立したウズベキスタン共和国憲法が制定され、新憲法により憲法裁判所が設置されることになった。一九九三年五月六日に憲法裁判所法が制定され、同法によると、憲法裁判所は、長官、副長官、憲法裁判秘書、他の裁判官八名（カラカルパキスタン共和国からの代表一名を含む）の計十一名の裁判官を以て構成された。憲法裁判所の裁判官の任期は五年とされた。裁判所の裁判官は大統領の提案に基づいて国会により選ばれた（同法第二条・三条）。

一九九五年六月三〇日、旧憲法裁判所法に代わって新しい憲法裁判所法が公布された。同年、十二月二日に新国会により憲法裁判所長官をはじめとする裁判官七名が選ばれ、憲法裁判所は、その後、実際に活動を開始していくことになった。

憲法裁判所法によると、憲法裁判所は、大統領の提案に基づいて、国会の上院により選ばれ、長官、副長官その他の裁判官五名（カラカルパキスタン共和国の代表一名を含む）の計七名の裁判官をもって構成される。⁽²⁸⁾次に、憲法裁判所の裁判官の任期は、五年とされている。⁽²⁹⁾同法は憲法裁判所の権限について次のように定めている。①ウズベキスタン共和国の法律、国会両議院の議決、ウズベキスタン共和国大統領の命令、政府による規定並びにウズベキスタン共和国の国際的条約上の責務の憲法への適合性審査の権限（第一条、第一号）、②カラカルパキスタン共和国憲法のウズベキスタン共和国憲法への適合性及びカラカルパキスタン共和国の法律のウズベキスタン共和国の法律への適合性について意見を述べる権限（同項第二号）、③憲法及び法律の規定の有権解釈の権限（同項第三号）並びに④憲法及び法律により憲法裁判所の権限に属する他の事件を審理する権限である（同項第四号）。また、

憲法八三条により、憲法裁判所に法案発議権が与えられている。

憲法裁判所法によると、国会の両議院、大統領、立法院議長、上院議長、カラカルバキスタン共和国議會、立法院の総議員の四分の一以上の議員グループ、上院の総議員の四分の一以上の議員グループ、最高裁判所長官、最高経済裁判所及び検事総長が憲法裁判所の権限に属する事案を憲法裁判所に提出する権限を有する（第一九条前段）。さらに、憲法裁判所の裁判官にも事案提出の権限が与えられており、その権限が憲法裁判所三名以上の裁判官の発議により行使されると定められている。

二〇一七年五月三一日に新憲法裁判所法が制定され、憲法裁判所の権限に関して追加的に次の三つの条項が定められた。それらは、①ウズベキスタン共和国大統領によって署名される前の段階におけるウズベキスタン共和国憲法上の法律及び国際条約の批准に関するウズベキスタン共和国法律の憲法への適合性審査の権限、②具体的事件において適用される法令の合憲性審査についての下級裁判所の発議に基づいた最高裁判所の申立審査の権限、③各年度における合憲性審査活動についてウズベキスタン共和国国会及びウズベキスタン共和国大統領に対して報告を行うことなどである。また憲法裁判所の権限に属する事案をその憲法裁判所に提出する権限をもつ者については、ウズベキスタン共和国国会のオンブズマンにも事案を提出する権限を与えている（憲法裁判所法（新訂）第二五条）。憲法裁判所法によると、裁判は、「国家間の条約及び法規範の憲法適合性について審理をした事件の実体」に関するものを「判決（qaror）」といひ、その他の場合のものを「意見（xulosas）」といひ⁽³¹⁾。憲法裁判所の判決、意見その他の裁判は、大量情報手段において公表され、公布の時から効力を発するものとされている⁽³²⁾。違憲と認められた法律その他の法規範は、その公布の時から効力のないものと考えられている⁽³³⁾。

憲法裁判所の裁判は、最終のものであつて上訴することはできないとされており、国家権力および行政のすべて

の機関並びに企業、施設、組織、社会团体、役職及び市民に対して拘束を持つ⁽³⁴⁾。ただし、憲法裁判所は、次の場合に限り、職権によりその裁判を見直すことができるとされている。①憲法訴訟において新たな事実が発見された場合、②憲法訴訟の根拠となった憲法規定が改められた場合、③裁判は所定の裁判手続に違反して行われたと憲法裁判所が認定する場合⁽³⁵⁾。しかし、憲法裁判所法は、判決の効力について厳格な規定を定めているにも拘わらず、憲法裁判所の判決などの執行状況に関しては報告などが公表されていないため、その実態は不明であるという問題がある。

以下では、憲法裁判所による法令の違憲判決を解析し、憲法裁判所における合憲性審査の実体を検討する。

一 憲法裁判所による合憲性審査の法的問題

憲法裁判所の活動の中心となるべき法令違憲判決は今まで合計七件ある。それらは、①スルハンダルヤ州の首長による一九九六年八月一五日付の第一六四番の命令が所有権を定める憲法第五四条に違反するとした判決、②ホラズム州の首長による一九九六年一月一日付の第二五七番の命令が地方自治体の首長選挙を定める憲法第一〇五条に反するとした判決、③一九九二年八月二四日付の内閣の命令により採択された「教育従事者との労働契約の締結のコントラクト（期間の定めのある労働契約）方式に関する規定」が労働権を定める条文に違反するとした判決、④一九九七年三月一日付の内閣決定により承認された「書面による労働契約の締結に関する勧告」総則第二項が憲法に適合しないとした判決、⑤労働法典第一一八条の適用の憲法への適合性に関する判決、⑥第二次世界大戦の障碍者等に対する居室面積の賃料および公共料金の支払いについて特典の供与を定めているいくつかの法規範が憲法に適合していないとした判決、⑦ウズベキスタン労働組合連合会評議会等により承認された「国家社会保険によ

る手当の査定および支払の手續に関する規程」が憲法に適合していないとした判決である。

憲法裁判所の活動の中心となるべき法令の憲法適合性審査の件数は上記の七件であるが、その審査においてなされた判断基準の問題点について、判決の分析に基づいて論じる。以下では、杉浦一孝教授の論考を前提に、内閣の命令が違憲とされた憲法訴訟において用いられた審査基準について論じる。

「一九九二年八月二十四日の内閣の命令により制定された『教育従事者との労働契約の締結のコントラクト方式に関する規定』の憲法適合性審査に関する」事案についての一九九七年六月一七日の判決は次の内容で出されたものである。⁽³⁸⁾

一九九二年八月二十四日の内閣の命令により制定された『教育従事者との労働契約の締結のコントラクト方式に関する規定』によると、高等及び中等専門教育機関、職業技術学校並びに一般教育学校の教育従事者との労働契約は、一年以上五年以下の期間の定めのあるコントラクトにもとづいて締結する。

内閣の代理人および鑑定人の意見を聞き、憲法、労働法典および教育法の諸規定を分析した後、憲法裁判所は、上記の規程は、憲法に適合せず、国立の高等及び中等専門教育機関、職業技術学校並びに一般教育学校の教育従事者の労働上の権利を制限しているとの結論に達した。

① 憲法第一四条は、国家は、人間及び社会のために、社会正義及び適法性の原則にもとづいて活動を行うものとする述べている。憲法第一八条は、すべての市民は、同一の権利及び自由を有し、かつ、法律の下で平等であると定めている。憲法第三七条は、すべての市民に対し、労働の権利及び公平な労働条件を保障される権利を保障している。

② 労働法典第五八条によっても、各人に対し、仕事を得る機会の平等、労働及び就業の条件の平等が保障

されている。労働法典第七六条によると、期間の定めのある労働契約は、その仕事の性格、その遂行の条件または従業員の利益を考慮に入れると、期間の定めのない労働契約を締結することができない場合および法律に定めのある場合に限り、締結される。

明確に定められている場合にのみ期間の定めのある労働契約を締結することができるとする労働法典の規定は、一般的性格を有しており、教師を含むすべての従業員に適用される。他の場合における教育従事者との期間の定めのある労働契約の締結は、労働法典第七六条の規定に適合せず、したがって、憲法及び法律の優位を規定する憲法第一五条にも適合しない。

このように、一九九二年八月二四日の内閣決定第三九四号及びそれによって承認された高等及び中等専門教育機関、職業技術学校並びに一般教育学校の「教育従事者との労働契約の締結のコントラクト方式に関する規程」は、憲法第一四條、第一五條、第一八條及び第三七條³⁶⁾に違反する。

以上述べられていることに基づき、憲法裁判所法第一九條、第二五條、第二六條及び第二七條³⁷⁾に従って、判断する、

(一) 『教育従事者との労働契約の締結のコントラクト方式への移行について』の一九九二年八月二四日付の内閣の命令は、ウズベキスタン共和国憲法に適合しない。

(二) 判決は、大衆媒体上公表される。

(三) 判決は、その公表の時から効力を発し、最終のものであって上訴することができない

憲法裁判所による憲法訴訟の手續きについて定めている憲法裁判所規則第一条は、憲法裁判所は、事件の審理において、提出されている資料、釈明及び供述に限らず、十分な、全面的な、客観的な審査を保障しなければなら

ないと定めている。

しかし、本件においては、内閣規定の憲法との適合性は全面的に審査されずに違憲と判断され、違憲とした理由も明らかにされていない。本審査が不十分な性質を持つように見られるのは以下の点においてである。

「教育従事者との労働契約の締結のコントラクト方式に関する規定」（以下「内閣規定」という）を定めることを必要とした理由が明らかにされていない。審査においては、合憲性が争われている法令を定めた目的などを考慮に入れた上での訴訟を行わなければ、その審査の客観性が失われ、その法令を定めるきっかけとなった他の法令の審査も行わないと、審査の全面的な性質が失われる。

例えば、判決文において、「上記の規定は、憲法に適合せず、教育従事者の労働上の権利を制限しているとの結論に達した……。労働法典第七六条によると、期間の定めのない労働契約は、その仕事の性格、その遂行の条件または従業員の利益を考慮に入れると、期間の定めのない労働契約を締結することができない場合及び法律に定めのある場合に限り、締結される」。労働法典の規定は、一般的性格を有しており、教師を含むすべての従業員に適用される。他の場合における教育従事者との期間の定めのある労働契約の締結は、労働法典第七六条の規定に適合せず、したがって、憲法および法律の優位を規定する憲法第一五条にも適合しない」と判断した。

しかし、「内閣規定」は、一九九二年七月二日に制定された教育法に基づいて定められたものであり、教育法第三一条によると、教育従事者は内閣の規定に基づいて締結されるコントラクトにより採用されるということであった。ということは、教育法第三一条が労働法典第七六条の「法律に定めのある場合に限り、締結される」という規定に当てはまるものである。したがって、審理対象となっている内閣規定は労働法典第七六条に適合しているということになる。このことから、判決の「上記の規定は、労働法典第七六条の規定に適合せず、したがって、憲法

および法律の優位を規定する憲法第十五条にも適合しない」という判断について疑義が生じる。

杉浦一孝教授による本判決の分析によると、憲法裁判所は、判決文において、上記の「規程」の憲法適合性審査だけでなく、その労働法典への適合性審査も行っているが、「法律に定めのある場合」のほか、どのような場合に「期間の定めのある労働契約」を締結することができるのかを具体的に明らかにしないまま、「教育従事者との期間の定めのある労働契約の締結」は「労働法典第七六条に規定する要件」に適合しないと断じ、さらに、それは「憲法および法律の優位」を規定する憲法第十五条に違反すると言うのである。結論は、違憲判決の言渡しにより教育従事者の権利を擁護するものであったが、その論証は、憲法及び労働法典の解釈論拔きのきわめて不十分なものであった。⁽³⁹⁾

次は、一九九七年六月十七日の「一九九七年三月一日の内閣決定により承認された『書面による労働契約（コントラクト）』の締結に関する勸告」の総則第二項の憲法適合性審査に関する」判決の分析である。判決の内容は次のとおりである。⁽⁴⁰⁾

『ウズベキスタン共和国労働法典の実現のために必要な法規範の承認について』の一九九七年三月二日の内閣の命令により、『書面による労働契約（コントラクト）の締結に関する勸告』は承認された。『勸告』には、書面による労働契約（コントラクト）は、常勤従業員（期間の定めがなく採用される）とも、また期間の定めのある労働契約に基づいて就労する者とも締結すると定められている。『勸告』によると、期間の定めのある労働契約と認められるものは、五年を超えない一定の期間で締結された労働契約であり、また臨時従業員及び季節従業員との契約である。内閣の代理人及び鑑定人の意見を聞き、憲法及び労働法典の諸規定を分析した後、憲法裁判所は、内閣の法規範は従業員の労働上の権利を制限しているとの結論に達した。

① 憲法第十五条によると、ウズベキスタンにおいては、ウズベキスタン共和国の憲法および法律の絶対的な優位が認められている。これにもとづけば、一つの法令であっても、憲法の規定及び原則に反してはならない。

② 労働法典第七十五条は、期間の定めのない労働契約、五年を超えない一定の期間の定めのある労働契約及び特定の仕事を遂行する時の労働契約の締結を規定している。労働法典は、かつての労働法典と異なり、臨時従業員及び季節従業員との労働契約の締結を定めていない。したがって、労働法の一般規定の一連の例外を定め、それによって臨時従業員及び季節従業員の労働上の権利を著しく制限していた旧連邦の法規範は、ウズベキスタン共和国の領域では、一九九六年四月一日、すなわち労働法典の施行日から適用してはならない。

労働法典は、臨時的または季節的な性格を有する仕事に市民を就かせる可能性を決して排除してはいない。機関の定めのある労働契約を締結した者のために定められているすべての一般規定及び保障は、これらの従業員に適用される。

③ 政府の法規範は、憲法及び法律に反してはならない。しかし、内閣は、この場合、自己の権限の範囲を超え、内閣法第二〇条に違反する上記の「勧告」を採択した。

憲法裁判所は、以上述べたことに基づき、かつ、憲法裁判所法第十九条、第二十五条、第二十六条及び第二十七条に従って、次の判決主文を言い渡した。

(一) 「臨時従業員および季節従業員との労働契約の締結について」の一九九七年三月一日の内閣の命令により承認された「書面による労働契約（コントラクト）の締結に関する勧告」総則第二項は、ウズベキスタン

共和国憲法に適合しないと認める。

(二) 判決は、その公表の時から効力を発し、最終のものであつて上訴することができない

本判決については以下のとおり疑義が生じる。

憲法裁判所は、判決の序文で「…内閣の法規範は従業員の労働上の権利を制限しているとの結論に達した」と述べている。しかし、具体的にどのような形で制限しているかについて説明がなされていない。

憲法裁判所は、現行の労働法典に「臨時従業員及び季節従業員との労働契約の締結」に関する規定がないが、内閣は、自己の権限の範囲を超え、その命令により承認された「勧告」の総則第二項において、「期間の定めのある労働契約」の種類として「臨時従業員及び季節従業員との労働契約」について定めており、それは、憲法第十五条の「憲法及び法律の絶対的な優位」に関する規定に反すると判断した。

しかし、憲法裁判所は、判決の本文において、「労働法典は、臨時的または季節的な性格を有する仕事に市民を就かせる可能性を決して排除してはいない。期間の定めのある労働契約を締結した者のために定められているすべての一般規定及び保障は、これらの授業員に適用される」とも述べている。判決の序文の「従業員の労働上の権利を制限している」との判断に対して、本文の「労働法典は、臨時的または季節的な性格を有する仕事に市民を就かせる可能性を決して排除してはいない」と述べていることは論証になりうるのか疑問がある。

杉浦一孝教授によると、憲法裁判所は、現行の労働法典に「臨時従業員および季節従業員との労働契約の締結」に関する規定がないにも拘わらず、内閣の命令により承認された上記の「勧告」総則第二項が「期間の定めのある労働契約」の一つとして「臨時従業員および季節従業員との契約」を定めており、それは「憲法および法律の絶対的な優位」を規定する憲法第十五条に違反すると言うのである。この判決も、「労働法典が期間の定めのある労働

契約」の締結を認めている「臨時的または季節的な性格を有する仕事」に従事する者と「勧告」で定められている「臨時従業員および季節従業員」がどのように違い、またそれぞれと締結する労働契約の間にはどのような違いがあるのかについて一切検討をしないまま、その「勧告」総則第二項について違憲判断を下しているといふことである。⁽⁴⁾

憲法裁判所による憲法適合性審査の対象となつたのがすべて法律より下位の規定であつたことである。七つの違憲判決の中に「労働法典第一一八条の適用の憲法への適合性に関する」判決があるが、これも、内閣の命令が労働法典第一一八条に適合しないとする判決である。すなわち、労働法典第一一八条は、特殊な仕事に従事する従業員（「医療従事者、教師その他」と大雑把に規定されている）について短縮労働時間（上限週三六時間以内）を定めている。しかし、内閣の一九九七年三月一日付の第一三三の命令により承認された「特殊な仕事に従事する従業員の一覧表」において短縮の労働時間の権利を有する医療従事者が列挙されており、列挙されていない医療従事者についてはその権利を有しないということであつた。憲法裁判所は、すべての医療従事者を上記の「特殊な仕事に従事する従業員の一覧表」に含めなければならぬと判断し、内閣の命令によつて承認された上記の「一覧表」の改正について判決を出した。

憲法裁判所は、本判決において、法規範の憲法への適合性について述べていないが、杉浦一孝教授によると、本件は、労働法典第一一八条の解釈論レベルで解決することができる性格のものであつたといふことである。

二 憲法裁判所の立法発議権と判決の効力

憲法裁判所法第三二条第一項によれば、国家間の条約及び法規範の憲法適合性について審理をした裁判の結果」

に関する判断を「判決 (qaror)」といい、その他の場合のものを「意見 (xulosal)」と⁽⁴²⁾いう。同法一三条第一項は、憲法裁判所の判断は、最終のものであつて上訴することはできないとし、国家権力及び行政のすべての機関並びに企業、施設、組織、社会团体、公務員及び市民に対して拘束力を持つと規定している。同法第三三条は、憲法裁判所の判決、意見その他の裁判は、大量情報手段において公表され、公布の時から効力を発するものと定めて⁽⁴³⁾いる。

さらに、同法一四条によれば、憲法裁判所は、ウズベキスタン共和国議会 (Oliy Majlis) への立法発議権を有する。今の時点で (二〇一九年)、憲法裁判所の裁判の件数は三三件である。その内の七件が、法規範を直接違憲だと判断したものである。しかし、憲法裁判所の裁判の中には、法令の合憲性を審理し、その合憲性について意見を述べ、当該法令の改正ため、議会に対して立法発議権を行使した事例が多い。憲法裁判所は、そういった立法発議権の行使においても、判決 (qaror) の拘束力に関する憲法裁判所法の規定に基づいて判断する。すなわち、そのような判決は、議会に対して法令の改正を義務付けるような意味を持つと考えられる。その例として、次の判決を検討する。

二〇〇〇年四月一二日、『ウズベキスタン共和国のいくつかの法律の改正に関する』法案を、審議のため、議会に提出することに関する「憲法裁判所判決」。

本審理において、憲法裁判所は以下のことを明らかにし、判決を出している。

「

(一) ウズベキスタン共和国憲法第二九条は、何人も思想、表現及び良心の自由は、これを保障すると定めている。つまり、何人も自分の意見を表明することに対して自由である。強制的に意見を表明させることは許されない。

(二) 訴訟手続に関するすべての法律は鑑定人 (専門家) の参加について規定している。例えば、刑事、民事、商

事及び行政事件の審理、また起訴前取調べ及び法廷において鑑定人の参加が求められる場合がある。鑑定人に対し、専門的な知識が求められる事柄について意見を出すこと（鑑定書）が義務付けられている。裁判所の実際においては、鑑定人が意見を出すことを拒否した事例は少ない。この行為に対する法律上の責任は、刑法第二四〇条⁽⁴⁴⁾で定められており、民事訴訟法第八六条、商事訴訟法第四七条また刑事訴訟法第六八条でも規定されている。⁽⁴⁵⁾

(三) ウズベキスタン共和国刑法第二四〇条によれば、鑑定人は専門的な意見を出すことを拒否または逸脱した場合、それは如何なる原因であつても、最低賃金の二五倍までの罰金あるいは三か月間までの懲役の刑罰が科されることになる。しかし、鑑定人の義務履行の拒否は様々な原因で発生しうる…血縁関係、友好かつ非友好関係、勤務上の関係、また鑑定の結果に対する自信の不在、個人的な忙しさ、給料に対する不満、外部からの不法影響、職業上の権威侵害の可能性など。鑑定人には、個人としてその拒否の原因を説明する義務はない。

(四) 法律上、鑑定人として、鑑定施設や国家機関、他の組織の専門官あるいは必要な知識を有する者が捜査官、取調官あるいは裁判官により招待される。しかし、鑑定人として意見を下すことが職務である者も鑑定の遂行を拒否することができる。このような拒否に対してかけられる制限は、労働法典第一〇〇条で定められている制限のみでなければならない。すなわち、解雇程度の措置としなければならない。

以上の事項及び『ウズベキスタン共和国憲法裁判所に関する』法律第二五条、第二六条⁽⁴⁶⁾に基づき、憲法裁判所は以下の判決を下す。

立法発議の手続により以下の法律は改正されるべきである

(一) ウズベキスタン共和国刑法第二四〇条の題名と第一項の第一行目は以下の新訂で改正されるべきである。

『捜査、取り調べ及び法廷において証言をすることを拒否または逸脱した目撃者及び被害者は』

(二) ウズベキスタン共和国民事訴訟法典第八六条第三項、ウズベキスタン共和国商事訴訟法典第四七条第四項、ウズベキスタン共和国刑事訴訟法典第六八条第四項は以下の新訂で改正されるべきである。

『鑑定人は故意に偽証を行った場合、その行為に対して刑法上の責任を負う』

憲法裁判所による立法発議権の行使は他の国家機関による発議権の行使とは完全に異なっており、憲法裁判所の判決の拘束力の観点からみると、その立法発議権の行使の際に出す判決も議会に対して拘束力を持つと考えられる。それは、憲法裁判所法第一二三条第一項が、「国家間の条約及び法規範の憲法適合性について審理をした裁判の結果」に関する判断を「判決 (qaror)」といい、その判断は、最終のものであつて上訴することはできないとし、全ての国家権力及び行政のすべての機関並びに企業、施設、組織、社会团体、公務員及び市民に対して拘束を義務とすると規定しているからである。すなわち、憲法裁判所は本件において、立法発議権を行使しているが、その行使において「判決」とその拘束力に関する憲法裁判所法の規定に基づいて判断をしていることは、本判決は議会対しても拘束力を義務とすることになる。しかし、本判決が出てから、約二〇年間たっているが、指定された法律は改正されていない。

三 具体的規範統制の実現と対立する事項

具体的規範統制とは、憲法裁判所以外の裁判所が、具体的事件に法律を適用しようとする場合に、その法律が違憲であると考えたときには、審理を中止して、これを憲法裁判所に移送してその判断を仰ぐものである。具体的規範統制はドイツ型の違憲審査制⁽⁴⁷⁾による制度であり、ドイツの違憲審査全体に占める具体的規範統制の訴訟数は、憲法異議の訴訟数に次いで多い。また、憲法問題の連邦憲法裁判所への移送のうち下級裁判所によるものが全体の約

八五%を占め、一九九九～二〇〇八年の統計で最高裁判所による移送四七件に対し下級裁判所による移送は二八〇件であつた。⁽⁴⁸⁾ ドイツ連邦憲法裁判所に申し立てられた事案件数の統計を見ると、①憲法異義の訴え、②抽象的規範統制、③具体的規範統制、④選挙に関する訴え、⑤連邦機関間における争訟という申し立て区分の二〇一〇年～二〇一九年の統計で①は五九一五七件、②は一九件、③は二四一件、④は二四六件、⑤六八件となっている。⁽⁴⁹⁾ この内、抽象的規範統制と具体的規範統制を比べると後者のほうが圧倒的に多い。やはり、民事、刑事訴訟を管轄とする裁判所が法律を直接解釈し適用するという意味で、法律の憲法への不適合性を検出する能力がより高い。

二〇一七年五月三十一日のウズベキスタン共和国憲法裁判所法（新訂）により憲法裁判所は、具体的事件において適用される法令の合憲性審査についての下級裁判所の発議に基づいた最高裁判所の申立による事案の審査をする権限を得た。ウズベキスタンの憲法裁判所に申し立てられた事案件数は一九九七年～二〇一九年の統計で三二件であり、その内、通常裁判所による申し立ての件数は二件、憲法裁判所の裁判官による事案の審理は一六件、国家机关による申し立て件数は五件、市民による申し立て件数は九件である。通常裁判所による二件の事案の中、一件は具体的な事件訴訟に関わる法規範の統制に関する最高商事裁判所の申立であり、もう一件は裁判所の権限に関する最高裁判所及び最高商事裁判所の申し立てである。下級裁判所が憲法裁判所に対し事案の申し立てをするようになった二〇一七年以降は具体的規範統制がまだ実現されていない。具体的規範統制は法律上認められたとしても、その実現を不可能にするいくつかの事項が存在している。

その一つは、裁判官は法律に基づいて事件を処理しなければならないとされており、裁判官の法創造は勿論、法適用における解釈さえできないのが現状である。更に、ウズベキスタンにおいては、法律の不備を補う最高裁判所総会の解釈指針がない限り、下級裁判所は、法律の文言どおりの適用のみにより具体的な事件を処理するというこ

とである。例えば、刑事訴訟法典第一条は、法適用における各種の不適用は刑事訴訟法に違反し、法律上の責任をもたらすと規定しており、刑事裁判所は法律を文言どおりに適用しなければならず、その結果、法令の合憲性の疑いも生じないことになっている。

二つ目は、最高裁判所総会の法令適用に関する解説権であり、下級裁判所は最高裁判所総会の法令適用に関する解説に従い、法律などを適用しなければならないことである。⁽⁵⁰⁾これについて、本論文のウズベキスタン共和国最高裁判所総会についての部分で紹介されており、ここでは、最高裁判所の具体的規範統制の実現に関する解説とそれに対する憲法裁判所の判断について述べる。

一九九六年二月二〇日（一／六〇番）の「司法府に関する」最高裁判所総会及び最高商事裁判所総会の共同決定では（第二項により三号）、下級裁判所は訴訟において法律の合憲性について異義が生じた場合、審理を中止することについて決定を下すべきであるという解説がなされていた。つまり、一九九六年の時点で、司法制度においては、具体的規範統制の行使は可能であった。

しかし、一九九八年、憲法裁判所の裁判官により上記の最高裁判所総会の決定が憲法裁判所の審理に持ち込まれた。憲法裁判所は最高裁判所総会の本決定について以下の判断をした。

「

民事、商事及び刑事裁判における事件解決の手続に関する法規範やその適用の実際を検討した結果次第では、裁判所は、具体的な事件の訴訟において適用すべき、個人の権利及び自由、法的利益や社会及び国家の利益などに関わる法律あるいはその規定の合憲性について疑義を抱く場合がある。

民事訴訟法典、商事訴訟法典、刑事訴訟法典などには、適用すべき法律あるいはその規定の合憲性に関する疑義

の解決を定める規定はない。そのため、ウズベキスタン共和国最高裁判所総会と最高商事裁判所総会は、一九九六年一月二〇日の共同決定により、下級裁判所の裁判官に対し、訴訟において正当な判断をするために必要である法規範の違憲性を確定した場合、裁判を中止することについて決定を下すべきであるという指示をした。

しかし、『裁判所に関する』ウズベキスタン共和国法律の第一六条、第四六条によれば、最高裁判所および最高商事裁判所は法規範の適用に関する事項について下級裁判所に対し解説を下す権限を有するが、民事、商事、刑事などの訴訟手続の中止に関する事項は法律上定められるべきものである。

上記の事項により、ウズベキスタン共和国憲法第八二条及び『ウズベキスタン共和国憲法裁判所に関する』法律第一〇条に基づき、憲法裁判所は以下の判断をする。

具体的な事件の訴訟において適用すべき法律あるいはその規定の憲法への適合性について裁判官の疑義が生じた場合、民事、商事、刑事訴訟において審理を中止することについて、ウズベキスタン共和国のいくつかの法規範の改正に関する法案を議会の審議に提出する⁽⁵⁾。

タシケント

一九九八年六月一六日」

それ以降、法改正は行われていないが、一九九六年一月二〇日の最高裁判所総会と最高商事裁判所総会の共同決定が改正された。二〇〇二年一月二五日、「ウズベキスタン共和国最高裁判所総会及び最高商事裁判所総会によるいくつかの決定の改正や追加に関する」最高裁判所と最高商事裁判所の共同決定が出て、二〇〇二年の共同決定の「訴訟において適用すべき法規範の合憲性について疑義が生じた場合裁判官は審理を中止すべきである」という事項が排除された。

二〇一七年五月三一日の新憲法裁判所法が制定され、下級裁判所が最高裁判所を通じて憲法裁判所に申し立てをする権限を得たが、その実際の手続に関する事項は定められていない。つまり、今の時点で、裁判官は適用すべき法律の合憲性について疑義を抱くとしても、例えば、刑事訴訟法典第一条により、法律を文言通りに適用することと疑義があるにも拘わらず法律を適用するべきであるということである。具体的規範統制は正式に認められているが、実際に適用することができるのかは明確にされていない。

第三章 ウズベキスタン共和国における合憲性審査制の機能的等価物

第一節 ウズベキスタン共和国最高裁判所の憲法保障における役割

ウズベキスタン共和国憲法裁判所が以上の事項により消極的な立場を占めている状況の下で、歴史において、合憲性、合憲性等の監督を行ってきた最高裁判所の機能面における役割が非常に大きかったことを見てきた。最高裁判所の機能は合憲性監督から合法性監督へ変更してきたが、憲法保護の機能を失っていない。以下、現在のウズベキスタン共和国最高裁判所の合法性監督の機能とその機能による憲法保護という現象について検討する。

ウズベキスタン共和国最高裁判所は、最高裁判所総会（Plenum）、最高裁判所幹部会（Presidium）（監督審・上告審）と四つの訴訟部会（刑事部会、民事部会、行政事件部会、経済事件部会）で構成される。その内、最高裁判所総会は裁判例を総括し、法律適用の議題に関する意見を出す権限を有しており、実際に憲法及び法規範の解釈を行い下級裁判所への法令適用に関する拘束力のある解説を下す。

総会によるこの機能について本来の合憲性審査の機能と等価であるかという点、明らかに等価であるとはいえない。それは、最高裁判所総会は直接的に法律の合憲性を図ることを目的としていないからである。しかし、間接的

な意味では、法律の合憲性について疑義の発生とともに、法律の違憲的な解釈を回避しているとはいえる。

第二節 ウズベキスタン共和国最高裁判所総会の実際

旧ソ連の崩壊に伴い一九九一年に独立を果たしたウズベキスタン共和国は、その後の司法制度について、歴史的な経験に沿って、旧ソ連最高裁判所の特徴を導入した。

まず、ウズベキスタン共和国における司法制度であるが、それは次の構成で活動している。①ウズベキスタン共和国憲法裁判所、②ウズベキスタン共和国最高裁判所、③軍事裁判所、④カラカルパキスタン共和国民事裁判所、州及びタシケント市民事裁判所、⑤カラカルパキスタン共和国刑事裁判所、州及びタシケント市刑事裁判所、⑥カラカルパキスタン共和国、州、タシケント市商事裁判所、⑦カラカルパキスタン共和国、州、タシケント市行政裁判所、⑧都区、区(市)民事裁判所、⑨区(市)刑事裁判所、⑩都区、区(市)経済裁判所、⑪区(市)行政裁判所である。

裁判所法⁽⁵²⁾によれば、ウズベキスタン最高裁判所は民事、刑事、経済、行政訴訟の行使の分野における司法府の最高機関である。当法第一四条は最高裁判所の構成について定めており、その内容は以下のとおりである。

- (一) ウズベキスタン共和国最高裁判所総会 (Plenum)
- (二) ウズベキスタン共和国最高裁判所幹部会 (Presidium) (監督審・上告審)
- (三) 刑事部会
- (四) 民事部会
- (五) 行政事件部会

(六) 経済事件部会

最高裁判所は、最高裁判所長、第一副所長―刑事部会長、副所長―民事部会長、副所長―経済事件部会長、副所長―行政事件部会長、他の最高裁判所裁判官で構成される。

最高裁判所総会は、最高裁判所の構成における最高部門として特別な地位を占めており、それは上告審ではなく、監督審でもない。最高裁判所総会は、最高裁判所裁判官ら及びカラカルバキスタン共和国裁判所所長らの構成で活動する。最高裁判所総会の会議には、ウズベキスタン共和国検事総長、ウズベキスタン共和国憲法裁判所所長、最高裁判官会長、司法大臣、最高裁判所付属の学術諮問会議の会員が参加することができる。

裁判所法第一七条によれば、最高裁判所総会は、総会会員の三分の二が出席している場合において正当であり、次の権限が与えられている、

(一) 裁判例を総括し、法律適用の議題に関する解説を下す。

(二) ウズベキスタン共和国最高裁番所長官の具体的な事件の審理において適用すべき法規範のウズベキスタン共和国憲法への適合性について裁判所の発議に基づいた申し立てに関する意見書を審理する。⁽⁵³⁾

(三) 最高裁判所所長の提示に基づき、最高裁判所付属の学術諮問会議の構成を承認する。

(四) 最高裁判所所長の提示に基づき、最高裁判所幹部会の構成、各部会の構成及び最高裁判所総会の事務官を承認する。

(五) 最高裁判所幹部会の事務に関する報告及び裁判官会の活動に関する報告を聴取する。

(六) カラカルバキスタン共和国裁判所長、州裁判所長、タシケント市裁判所長、ウズベキスタン共和国軍事裁判所長などの法令適用の実際、および最高裁判所総会による法令の適用に関する解説の実現についての報告を聴取する。

(七) 最高裁判所における出版機関の編集委員会の構成を承認する。

(八) 最高裁判所総会および幹部会の規則を承認する。

司法制度における最高裁判所総会の主な役割は、裁判例を総括することによって、下級裁判所に法律適用の議題に関する解説を下すことである。そういう法令適用解説権の行使によって、裁判所による法令の一律的な適用が保障され、事実上裁判訴訟において法令の適用について議題が生じることはない。

また、裁判所法第二一条、第三項は、最高裁判所総会の法令適用の議題に関する解説は、通常裁判所や当該法律などを適用している他の機関、企業、施設、組織および公務員に対して拘束力を持つと定めている。

最高裁判所総会は解説決定を下す際、その審査において各州裁判所からの具体的な裁判における法律の適用問題に関する報告を総括し、その総括に基づいて審査を行う。最高裁判所総会の解説決定は具体的な事件の解決に関するものではなく、法令自体の適用の仕方に集中している。実際の裁判訴訟においては最高裁判所総会の決定が第一次的な法源とみなされることはなく、審議において指導的かつ拘束的な性質を持つ。最高裁判所総会は法律の適用に関する決定において、法律自体の合憲性や正当性などについて直接的に解釈をしない。このような決定は、下級裁判所に対して法律またはその条文をどのように理解し、それをどのように適用すべきかと適用における追加的な助言などについて定める規定である。その内で、国民の権利や自由などを遵守するような解説もあり、権利などの正当な制限に関する法律などの適用についても解説がある。以下で、いくつかの具体例を検討する。

最高裁判所総会の実際について具体例の検討にあたって、以下の具体例が次の事項に基づいて選択されている。

まず、①は最高裁判所総会の決定の拘束力に関する事項、②直接的な権利保障にかかわる事項と③は間接的合憲性保障にかかわる事項である。

① 最高裁判所総会の決定の拘束力に関する事項

まず、①の最高裁判所総会の決定の拘束力に関わる事項に関する決定の紹介をする。

二〇一七年タシケント市で起こった事件。ミロポド区刑事裁判所の二〇一七年三月一〇日の判決が出され、刑法第一一条第一項に基づいて被告のSに対して提訴された刑事手続は当事者間の和解の根拠で中止された。

タシケント市刑事裁判所破棄審の二〇一七年五月三日の判決によっても区刑事裁判所の判決が正当であると判断された。

判決によれば、タシケント中央電鉄の駅前の市民送迎所の第七番ポストで働いている警察官のSは、「テレミズータシケント」行きの電車で来ている両親を迎えに出た市民Fを、「侮辱した」という事由で、Fの手をとって強制的に警察庁に連れて行こうとする。しかし、FはSの手から自分の手を引っ張って出ようとし、倒れてしまう。法医学鑑定専門機関の審査により、Fは中程度の身体傷害を受けたと判断される。

しかし、当事件は上告審までいくことになり、二〇一七年七月一日最終審の判決によれば、第一審はSに対する刑事事件を審理する際、事件の発生に関する事項を全面的に確定するための十分な審理を行わず、二〇〇七年六月二十七日の「傷害事件の裁判の実際に関する」最高裁判所総会の決定に基づかなかったと判断した。⁽⁵⁴⁾

すなわち、裁判所総会の本決定の第二項では、身体に対する傷害犯罪への適用条件を正当に決める際、犯罪責任の形態、犯罪の動機、目的、方法また、被疑者の行為によって発生した結果との因果関係、そして事件を正当に解決するための事項や被疑者に対する正当な刑罰を科すために必要である他の事項をも確定しなければならぬと定められている。第二二項によれば、刑法第一一条（過失によって軽程度及び中程度の傷害を与える犯罪）及び第一〇二条（過失による殺人）を適用して犯罪への適用条件を決める場合次の事項を考慮に入れる必要がある。被疑

者の行使した暴行は、被害者を殴打する形で、被害者の身体に軽程度あるいは中程度の傷害の原因となった場合、そして、被害者の身体に対する重大な傷害は、被疑者の責任範囲外にある事項によって（例えば、殴打されてから倒れることによって受ける傷害）発生した場合、被疑者は自分の行為の結果について予測がなく、しかし予測することが可能であり、予測すべきであった場合、あるいは予測できていて、事故を避けるための不十分な根拠に基づいて行動した場合においてのみ刑法第一一条あるいは第一〇二条に基づいて判断しなければならないと解説があげられている。

刑事訴訟の資料によれば、Sは警察官として働いており、二〇一六年一月二日にタシケント中央電鉄での責務を果たしていた時、市民Fが警察官Sの法律上の要求を否定し、Sを侮辱し、違法行為を行った。そういった原因で、SはFに対して法律上の処分を適用するために警察庁に連れて行こうとしたとき、市民Fは警察官に対抗し服従しなかった。その時、Fは自分の手をSの手から引く張って出そうとして時倒れてしまい、傷害を受ける。Sは法律上与えられている責務を果たしていて、Fに対して殴打や衝撃的な行為をしていなかったと判断され、逆にFは警察官に積極的に対抗していた時Sの手を振りほどいた結果、倒れてしまうことにより傷害を受けた。

この場合、Sの行為は刑法第一一条の適用条件に当てはまらないと判断され、刑事訴訟法第八三条第二項によって、犯罪の構成要件の欠如のため容疑者は無罪と認定され、釈放されなければならないと判断され、刑事訴訟は中止された。

最高裁判所最終審の二〇一七年七月一日の判決によって上記のミロボド区刑事裁判所の判決とタシケント市刑事裁判所破棄審の判決は廃止され、刑事訴訟は、刑事訴訟法第八三条最二項の犯罪の構成要件の欠如という根拠で、中止された。

憲法第二六条には無罪の推定が定められており、それによれば、被疑者として告知されている何人も、事件が合法的に（法律上）、公開の訴訟手続よってその犯罪責任が確定されない限り無罪と推定される。

最高裁判所総会の本決定は、犯罪責任を合法的に認定するという（適正手続の原則）憲法の条項について、その条項をより公正に適用し、正当性を与えるための手段としての役割を果たしている。また、最高裁判所総会の解説決定に基づかなかった下級裁判所の判断が廃止されることは、その決定がいかなる拘束力を持つかということの答えにもなる。

② 直接的な権利保障にかかわる事項

「裁判所による労働契約の解除について規定する法律の適用に関する」最高裁判所総会の決定（一九九八年四月一七日、第一二二号）によれば、

「最高裁判所総会は次のことを本決定の目的とする。

一九九五年二月二日にウズベキスタン共和国労働法典が制定されたことによって、労働法の正当且つ一律的な適用の保障を目指し、訴訟における法律適用の議題を解明するために本決定を定める。

（中略）

（五）裁判所は次のことを考慮に入れるべきである。期間の定めのある労働契約は、労働法典第七六条が定める事由があるという原因で期間の定めのない労働契約を締結することができない場合のみに限ってそれを締結することができる。

期間の定めのある労働契約の締結を可能にする事由は以下のとおりである。

(一) 職務の内容(性格)によって、労働者が契約上の職務を特定の期間が経過することによって続行することができないという客観的な事情があらかじめ知られていた場合。

(二) 労働者が雇用される職務の履行条件。この場合、職務自体が恒常的な性格を持つが、その履行は労働者との期間の定めのない契約を締結することを不可能にする(労働者の労働的且つ社会的休暇の期間中に法律上確保される勤務先に他の労働者を雇用する場合)。

(三) 期間の定めのある労働契約の締結については労働者の利益が原因となった場合」という解説があげられている。

最高裁判所総会の本決定の第五項は労働法典第七六条の適用についての解説である。労働法典第七六条は次のとおりである。

「期間の定めのある労働契約は以下の場合締結される。

(一) 当該職務の性格、履行条件や労働者の利益に関わる事情により期間の定めのない労働契約を締結できない場合。

(二) 企業の長、その次長、会計部長などと、会計部長職の不在の場合はその職務を行使する他の労働者と締結することができる。

(三) 法律で定められる他の場合」。

最高裁判所総会は、本決定において、労働法典第七六条の規定を明らかにした上で、解説を行っている。すなわち、本決定の第五項②において「労働者の労働的かつ社会的休暇の期間中に法律上確保される勤務先に他の労働者を雇用する場合」機関の定めのある労働契約を締結するべきとしている。つまり、休暇中の労働者の権利が最高裁

判所総会の決定により確保されているということである。

また、本決定において、最高裁総会は労働法典第九九条についても解説をあげている。労働法典第九九条、第六項には、期間の定めのある労働契約は労働者の依頼により解除される場合、労働者に対して違約罰が課されると規定されている。第九九条、第五項には、例外が定められており、「労働者の労働契約の解除についての申立ては職務を続行することができない条件（大学などへの入学、定年、選挙による選任や他の場合）」に基づいた場合、雇用者は労働契約を労働者が依頼する月日に解除しなければならない」と定められている。最高裁総会はこの条文について以下の解説をあげている。

「九、労働法典第九九条、第五項は例示的な事情のみを定めている。裁判所は訴訟において、事件の具体的な証拠に基づいて他の事情（労働者の健康状態、病気の家族（障害者）の看護や配偶者の他の地域における兵役など）によっても違約金の支払いを例外とすることができる」と定めている。

上記の決定においては、最高裁総会は労働者の権利の保障を考慮に入れ、法律の合憲的な適用を目指し、追加的な事情を定めたものである。

また、最高裁判所総会解説決定の中で、個人の名誉及び尊敬に関する憲法上の規定⁽⁵⁵⁾を厳守することについて規定した決定が多い。

③ 間接的合憲性保障にかかわる事項

現行の「企業活動の自由の保障に関する」法律（二〇一二年五月二日、第三二八号）第三条は、

「企業活動とは、企業活動の主体たる者が自らのリスク、自らの財産責任の下で、収入（利益）を受領することを

目的とし、法律に従って行う自発的な活動である」と定め、企業活動が何かにについて規定している。また、行政的責任法典第一七六条、刑法典一八八条は、登記を行わず企業活動に従事し、利益を得る行為に対する行政上の責任あるいは刑事責任を定めている。つまり、「企業活動の自由の保障に関する」法律第三条に該当する如何なる活動を登記なしで行うことは法律上の責任を生じさせる。法律上企業活動の範囲が具体的に定められていないため、個人に不正に法律上の責任を負わせる可能性がある。

二〇一三年一月一日に採択された第二号の「企業活動についての裁判例に関する」最高裁判所総会の決定は、企業活動の範囲を明らかにしており、個人を法律による不正の侵害から保護していると考えられる。すなわち、最高裁判所総会は以下の解説をあげている。

「(一) 憲法第五三条第一項によれば、国家は消費者の権利の優位や所有権の法律上の保護の確保を考慮に入れ、経済的活動、事業活動や労働の自由を保障すると定めている。

上記の憲法の規定は、何人も事業活動あるいは経済活動において自分の能力や所有物を自由に使用する権利を有するという内容を持つ。

(中略)

(三) 裁判所は次のことを考慮に入れるべきである。人のある活動を事業活動であると認めるために、次の二つの条件が必要である — ①利益を得るための活動として体系的に行われるべきである、②企業活動は職業として行われるべきである。

かくて、一度限りの納入契約(例えば、住宅や不動産の貸し出し(賃貸)、私物の販売、時としての業務委託契約あるいは請負契約による小業務の履行など)を結ぶ者がその活動を何回か行ったとしても、登記の行使を強制し

てはいけない。労働契約による如何なる業務の履行も企業活動とみなされない。

（中略）

③ 個人は、登記を行わずあるいは特別許可（ライセンス）を取得せず企業活動に従事する組織と雇用関係にある場合、雇用契約から生じる義務の履行には、行政的責任法典第一六五条、第一七六条、第一七六三条、刑法典第一八八条、第一九〇条に規定されている違反の要素が含まれていない⁵⁶⁾。

本決定において、最高裁判所総会は、企業活動の定義を下し、間接的にせよ、憲法上保障されている財産権、労働権（憲法五三条）また所有権（憲法五四条）を法規範（行政的責任法典第一六五条、第一七六条、第一七六三条、刑法典第一八八条、第一九〇条）の侵害から保護しているという役割を果たしているのではないかと考えられる。つまり、本決定は行政責任法典や刑法典などの違憲的な適用を回避するための決定として、間接的な意味での合憲性保障の役割を果たしているといえる。

最高裁判所総会は直接的に法律の合憲性を図ることを目的としておらず、上記の事例で見た通り、法律の語義内の解釈を行い、間接的な意味で、法律の合憲性についての疑義の発生①とともに法律の違憲的な適用を回避している②といえる。①に関しては、最高裁判所総会は本会議において法律の適用について、まず憲法上の当該規定の存在を考慮に入れて審査行い、解説を下す。その指導的解説に基づいて法律が適用され、その結果合憲性について疑義も発生しないということになる。②に関しては、裁判所法で定められている最高裁判所総会の決定の拘束力の存在の結果、下級裁判所は自ら法律を解釈することができず、最高裁判所総会の指導に従って法律を適用し、結局法律の違憲的な適用も回避されることになる。つまり、最高裁判所総会の機能については、それが直接的に合憲性審査機能であるとはいえないが、間接的な意味においてそういった役割を果たしていると言えるのである。

第三節 現代のロシア連邦最高裁判所による憲法保障の実践

ロシア連邦最高裁判所において、法廷における裁判所による憲法規定の遵守と裁判所によるロシア憲法の適用の⁽⁵⁷⁾ 実際を総括するための真剣な取組みが行われている。

具体的に、次のことが目指されていた。①憲法の規定の厳格な実施、憲法への従属、及びそれに基づく法律に向けた裁判所の方向性と、②憲法の関連条項の規定を具体化するための連邦法がない場合、そして現行の実定法及び手続法の規定が憲法の規定と矛盾する場合、ロシア連邦の憲法を直接適用法として適用する義務のことであつた。⁽⁵⁸⁾

憲法の保護、憲法上の権利と自由の保護は、最高の司法機関であるロシア連邦最高裁判所とロシア連邦最高仲裁裁判所の基本的な任務であり、具体的な事件の審理や裁判の実際に関する意見を出すことなどがその現れである。

司法機関による立法（法案）の発議権が十分に活用されていなくても、裁判の総括権限は定期的に行使されている⁽⁵⁹⁾ 以下では、Г.В.ハブリエフ教授が紹介したいくつかの総会の決定を検討する。

① 軍人の権利の保護に関する連邦最高裁判所総会の解説

一九九二年に軍事法廷もロシア連邦の司法制度に移された後、ロシア連邦の最高裁判所は、軍の指揮統制機関および軍事関係者による違反から軍人の権利を司法的に保護することを確保するという問題に直面した。問題は、軍人の権利の司法保護に関連する問題を規制する法律が存在しておらず、軍事法廷の権限は刑事事件のみを検討することであり（民事事件は例外と見なされ、人民法院がなかった場合）、そのような事件の審理は人民法院にとってその専門性の観点から非常に困難であり、しばしばあるいは完全に不可能であつた。

ロシア連邦最高裁判所総会は、憲法を直接適用することによってこの問題を解決した。当時のロシア連邦憲法

(一九九二年四月二日改正)の六三条には、次のように規定されていた。「何人にも自分の権利と自由の司法的保護および法的支援を受ける権利が保証される。法律違反またはその権限の乱用ならびに市民の権利の侵害をもたらず、役人、国家機関および公的機関の決定および行為に対しては、裁判所に訴えることができる」。

連邦最高裁判所総会は、一九九二年一月一日に第一四号の「軍事司令部及び軍事管理機関の違法行為から軍人の権利の司法的保護について」の決定を採択し、次のように解説をあげた。

「(一) ロシア連邦憲法第四六条に基づいて、すべての軍人は、自分の権利と自由が侵害された場合、侵害者たる軍事司令部、軍事統制機関及び軍事職員の行動に対して裁判所に訴える権利を有する。」としていた。総会は、さらに次のこと指摘していた。

「(二) 軍事統制機関、軍事役人による軍人の権利の侵害に関する訴訟は一九八九年一月二日の『市民の権利を侵害する政府機関あるいは公務員の行為についての裁判所への不服申し立て手続に関する』旧ソ連の法律に基づいて行われる」。

軍人の権利の司法的保護をも規制するロシア連邦の特別法は、「市民の権利を侵害する行為についての裁判所への不服申し立て手続に関する」法律、一九九三年四月二七日にきて制定された。特別法の制定までは、上記の最高裁判所総会の決定は軍人の権利侵害(不法解雇、給与不払い、降格など)に関連する事件やその保護において大きな役割を果たしていた。

② 通信の秘密の保護に関する連邦最高裁判所総会の解説

ロシア連邦憲法第二三条には、「何人も信書、電話での会話、郵便、電信、その他の通信の秘密の権利を有する。

この権利の制限は、裁判所による令状に基づいてのみ許可される」と規定されている。しかし、以前、そういった権利制限は検察官の令状によって許可されることが法律上定められていた。⁽⁶⁰⁾ロシア連邦憲法の施行後（一九九三年以降）検察官による令状を定める法律を、特に上記の権利の制限に関わる令状に関する規定を、実施することは不可能であった。そのような状況の下で、最高裁判所総会の一九九三年一月二十四日の「ロシア連邦憲法第二三条および第二条の適用に関連するいくつかの問題に関する」第一三号の決定が採択され、信書、通信などの権利の制限は裁判所の令状に基づくものとされ、総会の決定は、法律が改正されるまで（一九九五年）憲法の規定を保障する役割を果たしていた。

③ 死刑に関する連邦最高裁判所総会の解説

ソビエト連邦の崩壊後も施行していたソビエト連邦の刑法典第八七条、第二項は（一九六二年七月二十五日制定のソビエト連邦刑法典）、通貨または有価証券の偽造に対して例外的な刑罰として死刑を規定していた。一九九三年のロシア連邦憲法第二〇条は、死刑について、生命に関わる重大な犯罪に対する例外的な刑罰として連邦法によって制定されると規定していた。ロシア連邦憲法の施行後、ソビエト連邦の刑法典第八七条の憲法との矛盾が生じた。

ロシア連邦憲法の違憲法規範から保護することを目指し、最高裁判所総会は一九九四年四月二十八日に「通貨または有価証券の偽造に関する裁判について」の第二号の決定⁽⁶¹⁾を採択し、次のことを規定していた。

「

(六) 通貨または有価証券の偽造の犯罪有罪判決を受けた人に関して、裁判所は、ロシア連邦憲法第二〇条が、死

刑について、生命に関わる重大な犯罪に対してのみ例外的な刑罰として課されたと規定していることを考慮に入れなければならない。かくて、ソビエト連邦刑法典第八七条が定める犯罪に対して死刑を課することは許されない」という意見を下していた。

一九九四年七月一日の刑法典の改正後、死刑は八七条から排除された。二ヶ月の短期間であるにせよ、最高裁判所総会の決定は憲法を保護する役割を果たしていた。

- (26) 「ウズベキスタン共和国憲法監督に関する」法律第一条（一九九〇年六月二〇日、九三―四番）。
- (27) 同法・第五条、第六条、第一〇条。
- (28) 「憲法裁判所法」第二条（一九九五年六月三〇日、一〇三―一〇番）。
- (29) 同法・三条。
- (30) 「憲法を改正するために制定される法律あるいは、憲法の規定に関する法律」、ウズベキスタン百科事典、タシケン
ト、二〇〇〇年。
- (31) 「憲法裁判所法」（新訂）三三三―三三六（二〇一七年五月三十一日、四三―四番）。
- (32) 同法・三三三―三三六。
- (33) «Узбекистон Республикаси Конституциясини шарҳлар», III, 3, Ураев, 3, Алматы, Б.Х.Гулимов, Тошкент, 2001г., 460б.
- (34) 同法・一三三―一三五。
- (35) 同法・一三四―一三五。
- (36) 「国家はその活動を、人間及び社会の福祉のため社会正義と適法性の原則に基づいて行う」、憲法一四條。「ウズベキ
スタン共和国において憲法及び法律の優位が認められる」、憲法第一五條。「すべて国民は、性別、人種、言語、信条、社
会的身分又は、社会的関係において、差別されず、法の下に平等である」、憲法一八條。「何人も、法律上、勤労の権利、
職業の選択の自由を有し、公平な労働条件および失業保険が保障される」、憲法三七條一項。
- (37) 一九九五年の憲法裁判所法第一九条は憲法裁判所に事案を提出することができる者について定めており、第二五条は、

憲法裁判所における審理手続きに関する条文、第二六条は、憲法裁判所の裁判（憲法裁判所の「判決」及び「意見」）についての規定、第二七条は、憲法裁判所による裁判の公布の手続きに関する規定である。

- (38) O'zbekiston Respublikasi Konstitutsiyaviy sudi Axborotomasi. 1998-yil. 1-son. 82-83b. 訳文は、杉浦一孝「ウズベキスタン共和国憲法裁判所と立憲主義」『名古屋大学法政論集』一二四巻（二〇〇八年）一八三—一八四頁を参照。

- (39) 杉浦・前掲注（38）一八五頁。

- (40) O'zbekiston Respublikasi Konstitutsiyaviy sudi Axborotomasi. 1998-yil. 1-son. 84-85b. 訳文は、杉浦・前掲注（38）八七頁を参照。

- (41) 杉浦・前掲注（38）一八八頁。

- (42) 「憲法裁判所法」（新訂）三三二条（二〇一七年五月三十一日、四三一番）。

- (43) 同法・三三条。

- (44) 刑法典第二四〇条「捜査、取り調べ及び法廷において証言することを拒否した目撃者及び被害者または専門的な意見を出すことを拒否した鑑定人は最低賃金の二五倍までの罰金または三ヶ月間までの懲役に処する」。二〇一九年五月二三日に刑法改正により、「三ヶ月間までの懲役」は「三六〇時間の強制的公共事業」に改正された。

- (45) 刑事訴訟法典第六八条第四項、商事訴訟法典第四七条第四項、民事訴訟法典第八六条第三項は、「鑑定人は故意に偽証を下した場合または裁判所により正当でないと承認された原因によつて意見を下すことを拒否または逸脱した場合刑法典第二三八条及び第二四〇条に基づき刑法上の責任を負う」と規定している。

- (46) 過去の憲法裁判所法第二五条は、「憲法裁判所は、合憲性について疑惑に付する具体的な問題について判断する」と、また第二六条は、「国家間の条約及び法規範の憲法適合性について審理をした裁判の結果」に関する判断を『判決 (kapop)』といい、その他の場合のものを『意見 (xyroca)』と「う」と規定していた。

- (47) ドイツ連邦共和国基本法（一九四九年五月二三日）第一〇〇条「具体的規範統制」。

（一）裁判所が、裁判において、その効力が問題となる法律が違憲であると考えるときは、手続を中止し、ラント憲法違反に關しては、ラントの憲法争訟についての権限を有する裁判所の裁判を求め、この基本法違反に關しては、連邦憲法裁判所の裁判を求めなければならない。ラントの法律によるこの基本法に対する違反およびラントの法律の連邦法との不一致が

問題となることも、同様とする。

(二) 法律上の争訟において、国際法の規則が連邦法の構成部分であるかどうか、ならびにそれが個人に対して直接権利および義務を生じさせるかどうかについて疑義があるときは、裁判所は、連邦憲法裁判所の裁判を求めなければならない。

(三) ラントの憲法裁判所が、基本法の解釈について、連邦憲法裁判所または他のラントの憲法裁判所の裁判と異なる裁判をしようとするときは、当該憲法裁判所は、連邦憲法裁判所の裁判を求めなければならない。

(48) 諸橋邦彦「違憲審査制の論点」『シリーズ憲法の論点⑨』（国立国会図書館及び立法考査局、二〇〇六年）一四頁。

(49) Bundesverfassungsgericht, Annual Statistics 2019, 19.02.2020. https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Downloads/EN/Statistik/statistics_2019.html（最終閲覧日二〇二〇年九月一日）。

(50) 裁判所法（二〇〇〇年二月一日四、一六二二）第二十一条第三項、「最高裁判所総会の法令適用の議題に関する解説は、一般裁判所や当該法律などを適用している他の機関、企業、施設、組織および公務員に対して拘束力を持つ」。

(51) 判決の公表版には法案が添付されていなかった。

(52) 「裁判所に関するウズベキスタン共和国法律」二〇〇〇年二月一日制定（一六二二番）。

(53) 憲法裁判所法第二十五条により、ウズベキスタン共和国最高裁判所は憲法裁判所に対し法規範の合憲性に関する審理や法規範の解釈について申し立てをする権利を有する。

(54) O'zbekiston Respublikasi Oliy Sudining Jinoyat Ishlari Bo'yicha Sudlov Hay'atining Sud Amaliyoti, Nazorat ish No. 5-633-17, 11.07.2017. (ウズベキスタン共和国最高裁審判部刑事部会の裁判例、五・六三三・一七号、二〇一七年七月一日)

(55) ウズベキスタン共和国憲法一三条及び二六条。

第二三条「ウズベキスタン共和国の民主主義は全人類の原則に基づくものであり、人間、人命、自由、名誉、尊厳、その他の固有の権利を至上の価値とする。民主主義における権利と自由は憲法及び法律により保護される」。

第二六条「被疑者として告知されている何人も、事件が合法的に（法律上）、公開の訴訟手続きによってその犯罪責任が確定されない」とのことである。

(56) 行政的責任法典第一六五条（ライセンスやその他の許可なしに企業活動に従事する行為）、第一七六条（違法企業活

動)、第一七六三条(特別ライセンスなしで自動車運輸による乗客輸送活動に従事する行為)、刑法典第一八八条(違法企業活動)、第一九〇条(特別ライセンスなし企業活動に従事する行為)。

(57) 最高裁判所において行われた法廷における憲法適用の実際に関する分析を、元副会議議長であったV.M. ジュイコヴ裁判官の担当のもとで実施されていた。

(58) Постановление Пленума Верховного Суда РФ «О некоторых вопросах применения судами Конституции РФ при осуществлении правосудия», 31.10.1995N8. 「裁判所による憲法適用のいくつかの問題に関する」決定、一九九五年一〇月三十一日、N8。

(59) Т. Я. Хабриева, «Избранные труды, Том 2», Москва, 2018г, С.126–128.

(60) 「ロシア連邦における捜査活動に関する」法律第八条、刑事手続法典第一七四条(一九九二年七月二日の改訂版)。

(61) 最高裁判所総会は一九九四年四月二十八日に「通貨または有価証券の偽造に関する裁判について」の第二号の決定は二〇〇一年四月一七日に改正された。次のURLで本決定の初版を見ることができ。 <https://zakonbase.ru/content/base/3355> (最終閲覧日二〇二〇年八月二日)。